

無利息普通預金（決済用預金）規定

1.（決済用預金の定義）

- (1) 決済用預金とは、①要求払預金（預入期間が決まっておらず、いつでも払戻ができる預金）、②通常必要な決済サービスが利用可能、③無利息（当行とお客さまとの間で利息を付さないことを約定した場合）、の3要件を満たす預金であり、預金保険制度による全額保護の対象となります。
- (2) 無利息普通預金（または無利息総合口座普通預金）は、決済用預金に該当します。

2.（無利息普通預金の「普通預金規定第6条」に係る取扱）

無利息普通預金には、普通預金規定第6条に基づく利息の組入れはございません。

※普通預金規定第6条(利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

3.（無利息総合口座普通預金の「むさしの総合口座取引規定第5条第1項」に係る取扱）

無利息総合口座の普通預金には、むさしの総合口座取引規定第5条第1項に基づく利息の組入れはございません。

※総合口座取引規定第5条第1項（預金利息の支払い）

普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。

4.（既存普通預金または既存総合口座普通預金を無利息普通預金または無利息総合口座普通預金へ切替える場合の未払利息の取扱）

切替のお申込日に未払いの普通預金利息または総合口座普通預金利息がある場合は、その利息を清算し、当該口座にご入金いたします。ただし、総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息の取扱には、変更はございません。

5.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、次の当行規定により取扱います。

普通預金規定

総合口座取引規定

6.（規定の変更）

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上